

様式第四号（第八条の二十九関係）

措置内容等報告書

年月日

山梨県知事

様

報告者 住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。

管理票	交付番号 交付年月日	
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 ()	
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の数量		
報告書を提出することとなった 事由の区分及び②～⑤に該 当する場合にあっては、当該 事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ⑤ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき (年 月 日)	
※運搬又は 処分の受 託者	氏名又は名称 住 所	
△把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法		
△生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止のた めに講じた措置の内容		

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者
②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者
③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者
④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
⑤の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

記 載 例

様式第四号（第八条の二十九関係）

措置内容等報告書		
年　月　日		
山梨県知事	殿	報告者 住 所 ○○市○○○△-△
氏 名 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 電話番号 055-223-1518		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。		
管理票	交付番号	12345678901
	交付年月日	令和○○年○○月○○日
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物 () 2 その他の産業廃棄物 (廃プラスチック類)	
運搬又は処分を委託した 産業廃棄物の数量	100kg	
報告書を提出することとなった 事由の区分及び②～⑤に該 当する場合にあっては、当該 事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき （ 年　月　日 ） ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき （ 年　月　日 ） ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき （令和○○年○○月○○日） ⑤ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき （ 年　月　日 ）	
※運搬又は 処分の受 託者	氏名又は名称	株式会社○○企業
	住 所	山梨県○○市○○○町○○○○番地
△把握した運搬又は処分の 状況及びその把握の方法	別紙のとおり	
△生活環境の保全上の支障 の除去又は発生の防止のた めに講じた措置の内容	△△環境に処分を委託した。	

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
(注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者
②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者
③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者
④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
⑤の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)